



鳥取県公報

平成17年6月17日(金)
第7695号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	指定居宅サービス事業者の指定 (480) (中部総合事務所福祉保健局)	1
	建築計画概要書等の閲覧に関する規程 (481) (景観まちづくり課)	1
	土地改良区の定款の変更の認可 (4件) (482~485) (耕地課)	3
	土地改良区連合の定款の変更の認可 (486) (")	3
	保安林の解除予定 (487) (森林保全課)	4
	出納長の権限に属する事務の一部の委任 (488) (会計管理室)	4
選管告示	個人演説会等を開催することができる施設の変更 (36)	5
内水面漁	コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲 (2件) (5・6)	6
管委告示		
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (管理課)	7

告 示

鳥取県告示第480号

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成17年6月17日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名 (名称及び代表者の氏名)	住所 (主たる事務所の所在地)	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	指定年月日
有限会社 イージー 取締役 河本 光司	東伯郡北条町国 坂125 - 17	デイサービスゆ ずの里	倉吉市関金町関 金宿304 - 1	通所介護	平成17年6月10日

鳥取県告示第481号

建築基準法施行規則 (昭和25年建設省令第40号) 第11条の4第3項の規定に基づき、建築計画概要書等の閲覧に関する規程を次のとおり定めたので、同項の規定により告示する。

平成17年6月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

建築計画概要書等の閲覧に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の4第3項の規定に基づき、同条第1項の書類（以下「概要書」という。）の閲覧の場所（以下「閲覧所」という。）及び当該閲覧所における概要書の閲覧に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(閲覧所)

第2条 概要書の閲覧所は、次の表の左欄に掲げる概要書の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

概要書の区分	閲覧所
岩美郡及び八頭郡の区域内における建築物等に係るもの	鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局建築住宅課
倉吉市及び東伯郡の区域内における建築物等に係るもの	倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所県土整備局建築住宅課
境港市、西伯郡及び日野郡の区域内における建築物等に係るもの	米子市糞町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県土整備局建築住宅課

(閲覧時間)

第3条 概要書の閲覧時間は、午前9時から午後5時までとする。

(閲覧所の休日)

第4条 閲覧所の休日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(臨時休業等)

第5条 知事は、概要書の整理その他の理由により必要があると認めるときは、前2条の規定にかかわらず、臨時に休日を設け、又は閲覧時間を短縮することができる。この場合においては、あらかじめその旨を閲覧所に掲示しなければならない。

(閲覧料)

第6条 概要書の閲覧は、無料とする。

(概要書の持出しの禁止)

第7条 概要書は、閲覧所の外に持ち出してはならない。

(閲覧の停止等)

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) この規程に違反し、又は係員の指示に従わない者
- (2) 概要書をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められる者
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年6月17日から施行する。

(建築計画概要書等の閲覧に関する規程等の廃止)

2 次に掲げる告示は、平成17年6月16日限り廃止する。

- (1) 建築計画概要書等の閲覧に関する規程 (昭和50年鳥取県告示第997号)
- (2) 建築計画概要書等の閲覧場所 (平成11年鳥取県告示第394号)

鳥取県告示第482号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第30条第2項の規定に基づき、気高町土地改良区の定款の変更を平成17年6月10日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成17年6月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第483号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第30条第2項の規定に基づき、中山町土地改良区の定款の変更を平成17年6月10日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成17年6月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第484号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第30条第2項の規定に基づき、庄内土地改良区の定款の変更を平成17年6月10日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成17年6月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第485号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第30条第2項の規定に基づき、名和土地改良区の定款の変更を平成17年6月10日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成17年6月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第486号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第84条において準用する同法第30条第2項の規定に基づき、大山山麓^{ろく}地区土地改良区連合の定款の変更を平成17年6月14日認可したので、同法第84条において準用する同法第30条第3項の規定により告示する。

平成17年6月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第487号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年6月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
西伯郡伯耆町柝原字丸林191の10
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第488号

鳥取県債権管理事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第16号）第7条に規定する徴収吏員について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成17年6月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 委任させた事務
行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条の規定に基づく代執行に係る費用の徴収事務
- 2 委任を受けた出納員
鳥取県生活環境部循環型社会推進課
課 長 三木 文貴
主 幹 田村 照幸
主 幹 伊澤 史隆
主 幹 松原 信成
副主幹 坂口 貴志
主 任 小谷 博之
主 任 後藤田拓也
主 任 倉本 政寛
- 3 委任期間
平成17年6月17日から平成18年3月31日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第36号

倉吉市選挙管理委員会、八頭町選挙管理委員会及び大山町選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設の名称及び所在地を変更した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

平成17年6月17日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

1 名称及び所在地を変更した施設

施設の名称		所在地
変更前	変更後	
関金町農村婦人の家	倉吉市関金町農村女性の家	倉吉市関金町明高2036
関金町堀地区多目的研修集会施設	倉吉市関金町堀多目的研修集会施設	倉吉市関金町堀2041 - 1
関金町南堀地区研修集会施設	倉吉市関金町南堀研修集会施設	倉吉市関金町堀452 - 1
関金町転作促進研修施設	倉吉市関金町転作促進研修施設	倉吉市関金町泰久寺1153 - 2
関金町大鳥居開田地区会館	倉吉市関金町大鳥居開田地区会館	倉吉市関金町大鳥居1074 - 2
関金町安歩地区会館	倉吉市関金町安歩地区会館	倉吉市関金町安歩656 - 1
関金町農林漁業者等健康増進施設	倉吉市関金農林漁業者等健康増進施設	倉吉市関金町関金宿1560 - 18
関金町山口地区多目的研修集会施設	倉吉市関金町山口多目的研修集会施設	倉吉市関金町山口637 - 1
関金町矢櫃保健指導所	倉吉市関金町矢櫃保健指導所	倉吉市関金町山口3462
関金町総合文化センター	倉吉市関金総合文化センター	倉吉市関金町大鳥居193 - 1
上私都生活改善センター	上私都改善センター	八頭郡八頭町麻生197 - 1
郡家町農村環境改善センター	国中改善センター	八頭郡八頭町石田百井2 - 2
郡家町農村環境改善サブセンター	中私都改善センター	八頭郡八頭町下津黒87 - 10
郡家町農業者トレーニング施設	大御門体育センター	八頭郡八頭町郡家殿261
郡家町農村婦人の家	下私都改善センター	八頭郡八頭町大坪70
八東町山村開発センター	八頭町山村開発センター	八頭郡八頭町北山51 - 1
名和町保健福祉センター	大山町保健福祉センターなわ	西伯郡大山町御来屋467
名和町人権交流センター	大山町人権交流センター	西伯郡大山町茶畑1077 - 3
中山町農業者トレーニングセンター	大山町中山農業者トレーニングセンター	西伯郡大山町下甲1022 - 5
中山町農村環境改善センター	大山町中山農村環境改善センター	西伯郡大山町下甲1120

2 名称を変更した施設

変更前	変更後
大山町農村環境改善センター	大山町大山農村環境改善センター
大山町立中高集会所	大山町中高集会所

大山町総合福祉センター

大山町保健福祉センターだいせん

3 所在地を変更した施設

所在地を変更した施設の名称	所在地
細見集会所	八頭郡八頭町富枝235 - 17
中南地区会館	八頭郡八頭町南372 - 2
才代二地区会館	八頭郡八頭町才代80 - 1
東二地区会館	八頭郡八頭町東369 - 2
細見地区生活改善センター	八頭郡八頭町中217
下南地区会館	八頭郡八頭町南419 - 1
皆原農村婦人の家	八頭郡八頭町皆原273 - 2
鍛冶屋多目的集会施設	八頭郡八頭町鍛冶屋117

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第5号

平成17年鳥取県内水面漁場管理委員会告示第2号に基づき、コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲を次のとおり定める。

平成17年6月17日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 山 崎 賀 津 雄

- (1) 伯耆町中祖の日野川から取水する佐野川用水及びそれに接続するすべての用水路
- (2) 米子市兼久における佐野川用水と法勝寺川の合流点より下流の法勝寺川本流
- (3) 法勝寺川と日野川の合流点より下流の日野川本流

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第6号

平成17年鳥取県内水面漁場管理委員会告示第2号に基づき、コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲を次のとおり定める。

平成17年6月17日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 山 崎 賀 津 雄

- (1) 八頭町坂田の大江川の大口堰（以下「大口堰」という。）から取水する用水路及びそれに接続するすべての用水路
- (2) 大口堰から取水する用水路と八東川の合流点より下流の八東川本流
- (3) 大口堰から取水する用水路と三谷川の合流点より下流の三谷川本流
- (4) 八東川と千代川の合流点より下流の千代川本流

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

本件入札への参加を希望する者は、次に定める事項のほか、平成17年鳥取県告示第362号（建設工事の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について。以下「一般的事項等告示」という。）に定める事項を承知の上、応募すること。

平成17年6月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

発注工事	工事名	県道日野溝口線矢倉峠工区1号橋上部工事（交付金改良）			
	工事場所	日野郡日野町下黒坂			
	工事の内容並びに構造及び規模	橋梁上部工 橋長 100メートル P C 2 径間連続ラーメン箱桁橋			
	工期	着工日から平成18年12月25日まで			
	発注工種	プレストレスト・コンクリート（P C）			
	予定価格	332,069,850円（消費税及び地方消費税の額を含む。）			
	発注機関	鳥取県県土整備部道路建設課			
入札参加者の条件	会社要件	単独・共同企業体の別	単独		
		本店所在地	-		
		建設業許可	土木工事業に係る一般建設業又は特定建設業の許可		
		入札参加資格（格付）	プレストレスト・コンクリート（P C）		
		総合点数	-		
		総合評定値(P)	1,150点以上		
	同種工事実績	片持ち架設工法によるP C 連続ラーメン箱桁橋の工事（平成8年度以降に完成し、引渡しの完了しているものに限る。以下「同種工事」という。）を元請として施工した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。			
	技術者要件	設計業務の受託者	株式会社近代設計	住所	東京都千代田区鍛冶町一丁目9 - 16
				電話	03 - 3255 - 8961
		配置技術者の専任の要否	専任を要する。		
配置技術者の資格		監理技術者にあつては、土木工事業に係る監理技術者資格者証を有する1級土木施工管理技士であること。 主任技術者にあつては、1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士であること。			
施工管理実績	同種工事を元請として施工した者の監理技術者又は主任技術者（以下「技術者等」という。）として当該同種工事を施工管理した実績を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した実績については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等としてのものに限る。				
現場代理人としての実績の認否	認めない。				
特定技術者の資格	1級土木施工管理技士				
その他	-				
応募方法	提出場所及び様式の交付場所	鳥取県県土整備部管理課	住所	鳥取市東町一丁目220	
			電話	0857 - 26 - 7347	
	応募期間	平成17年6月17日（金）から同月27日（月）午後4時まで			
	応募書類	一般的事項等告示様式第1号から様式第3号まで及び様式第5号。ただし、様式第5号については、増員基準価格未滿の応札となる可能性のある場合に提出すること。			
	持参書類	-			
	提出部数	1部			
郵送等の可否	不可（電子入札システムにより必要事項を入力し、送信すること。）				

入札方法	発注方式	公募型指名競争入札		
	指名業者数	入札参加者の条件を満たしている者は、すべて指名する。		
	入札方式	電子入札		
	適用される制度	調査基準価格、配置技術者の増員、保証金の引上げ等		
	支払条件	債務負担 各年度の支払額の上限は、次のとおりとする。 平成17年度 162,110,000円 平成18年度 169,959,850円		
	工事関係図書の閲覧場所	鳥取県日野総合事務所県土整備局閲覧室	住所	日野郡日野町根雨140 - 1
			電話	0859 - 72 - 2023
問い合わせ先	事務手続	鳥取県県土整備部管理課	住所	鳥取市東町一丁目220
			電話	0857 - 26 - 7347
	技術的事項	鳥取県県土整備部道路建設課	住所	鳥取市東町一丁目220
			電話	0857 - 26 - 7358
	備 考			